

日本家族社会学会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、日本家族社会学会と称する。

第2条（目的）

本会は、社会学を中心とし、広く隣接科学との交流のもとに家族研究の発展を目指すことを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 機関誌、ニューズレター及びその他の出版物の発行
2. 学会大会及びセミナー等の開催
3. 家族調査及び関連する研究活動の実施・統括
4. 学会賞の授与
5. 国内及び海外の関連学会・研究団体との提携と交流
6. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第4条（会員）

本会の会員は、通常会員、終身会員、団体会員及び賛助会員とする。

第5条（通常会員の入会）

本会の通常会員として入会を希望するものは、会員1名以上の推薦を受け、所定の入会申込書に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて入会手続きをとり、理事会の承認を得なければならない。

第6条（通常会員の権利）

通常会員は、本会の行なう事業の企画運営に参加し、理事選出の選挙権及び被選挙権を有するとともに、本会が発行する機関誌及びニューズレター等の配布を受けることができる。

第7条（終身会員）

終身会員は、70歳以上で本会の在籍年数が20年以上の通常会員が申請し、理事会の承認によりその資格を得る。

2. 終身会員は、通常会員と同等の権利を有する。

第8条（団体会員）

団体会員は、本会の趣旨に賛成し、団体または機関として入会を希望するもので、理事会の承認を得たものとする。

2. 団体会員は、本会の発行する機関誌及びニューズレター等の配布を受けることができるほか、その代表者（1名）は本会の行なう事業に参加することができる。

第9条（賛助会員）

賛助会員は、本会の趣旨に賛成し、本会のために特別な援助を与えるもので、理事会の承認を得たものとする。

2. 賛助会員は、本会が行なう事業に参加できるとともに、本会が発行する機関誌及びニューズレター等の配布を受けることができる。

第10条（退会）

会員は、理事会に申し出て、退会することができる。

2. 通常会員及び団体会員で引続き2年間会費を納入しなかったものは会員の資格を失う。

第11条（会費滞納による会員資格喪失者の再入会）

第10条2により会員の資格を失った者が再入会を希望する場合には、2年間分の滞納会費を完納することにより、再入会の資格を得る。

2. 再入会の手続は、新入会の場合に準ずるものとする。

第12条（除名）

本会の名誉を著しく毀損したものは、理事会の議を経て除名されることがある。

第3章 役員

第13条（役員）

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 顧問 若干名
3. 理事 若干名
4. 委員 若干名
5. 監事 2 名

第14条（役員の選出）

役員の選出は次による。

1. 理事は、理事選挙規定によって会員が選挙する。会員選挙による理事を以下、選出理事という。
2. 会長は、別に定める理事会内規によって選出され、総会に推挙される。
3. 会長は、選出理事の議をもって、さらに若干名の理事を委嘱することができる（以下、委嘱理事）。その人数は、選出理事定数の3分の1を超えないものとする。
4. 顧問は、本会に特別の功労があったものを、理事会の議を経て総会で推挙する。
5. 委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
6. 会長は、任期終了時に次期監事2名を、総会に推薦する。

第15条（理事会）

1. 理事会は、会長、選出理事及び委嘱理事から構成される。
2. 理事会を構成する手続は、別に定める理事会内規による。
3. 理事の役割分担は選出理事の互選によって決定する。ただし、研究大会の開催に必要

な場合には、会長は理事会の議を経て、1年に限って理事1名を委嘱することができる（以下、大会担当理事）。

第16条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表して会務を統理する。
2. 顧問は本会の重要な会務につき会長及び理事会の諮問に応じる。
3. 理事は会長とともに理事会を構成し、本会の運営にあたる。
4. 委員は理事を補佐して、会務を遂行する。
5. 監事は本会の会計及び会務の執行を監査する。

第17条（役員の任期）

会長の任期は3年とし、再任を認めない。

2. 理事、委員及び監事の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
3. 委嘱理事の任期は当該期とする。
4. 顧問は任期を定めない。

第4章 組織及び運営

第18条（総会）

本会の重要事項を審議する最高機関として総会を置く。

2. 総会は毎年1回、会長の召集によって開催する。ただし理事会が必要と認めた場合及び会員の3分の1以上が開催を求めた場合は、会長は速やかに臨時の総会を召集しなければならない。

3. 総会は次の事項を審議する。

- (1) 事業の計画・執行
- (2) 役員の選任
- (3) 予算及び決算
- (4) 会則その他の規約の変更
- (5) その他本会の運営に関し重要と認められる事項

第19条（理事会）

理事会は会長がこれを召集する。ただし理事の半数以上が開催を求めた場合、会長は速やかに理事会を召集しなければならない。

2. 理事会は理事の半数以上の出席をもって成立する。ただし出席は委任状をもってこれに代えることができる。

第20条（常設委員会）

理事会と協力して本会の活動に必要な事項の審議と執行にあたる機関として、編集委員会、研究活動委員会、学会賞委員会、全国家族調査委員会、庶務委員会等をおく。

第21条（特別委員会）

理事会は必要と認めた場合には、その議に基づき特別委員会を設けることができる。特別

委員会の任期は、原則として当該理事会の任期内とする。

第22条（編集委員会）

編集委員会は、機関誌の編集・刊行にあたる。

2. 編集委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。
3. 編集委員長及び副委員長は編集担当理事がこれにあたる。

第23条（研究活動委員会）

研究活動委員会は、学会大会の開催等の研究活動の推進にあたる。

2. 研究活動委員長及び委員若干名をもって構成する。
3. 研究活動委員長は研究活動担当理事がこれにあたる。

第24条（学会賞委員会）

学会賞委員会は、学会賞の受賞候補者の選考にあたる。

2. 学会賞委員長及び委員若干名をもって構成する。
3. 学会賞委員長は学会賞担当理事がこれにあたる。

第25条（全国家族調査委員会）

全国家族調査委員会は、全国家族調査や関連する研究活動の実施・統括にあたる。

2. 全国家族調査委員長及び委員若干名をもって構成する。
3. 全国家族調査委員長は全国家族調査担当理事がこれにあたる。

第26条（庶務委員会）

庶務委員会は、会員の研究活動の支援及び本会の活動を円滑化するための会務にあたる。

2. 庶務委員長、財務担当委員、会員管理担当委員、広報担当委員及び委員若干名をもって構成する。
3. 庶務委員長、財務担当委員、会員管理担当委員、広報担当委員は各担当理事がこれにあたる。

第27条（議決）

各会議の議決は、特別の定めがあるほかは、出席者の過半数の賛同によって決する。

第28条（事務局）

本会の会務を円滑に執行するため事務局を置く。事務局の編成は次のとおりとする。

2. 事務局長 1 名
3. 事務局委員 若干名
4. 事務局長は庶務担当理事がこれにあたる。

第5章 会計

第29条（経費）

本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入によって支弁する。

第30条（会費）

通常会員、終身会員及び団体会員の会費は、別に定める。

第31条（予算・決算）

理事会は予算を編成し総会の議を経ることを要する。また理事会は前年度収支決算を作成し、監事の承認を経て総会に報告する。

第32条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 付則

第33条（変更）

本会則の変更は総会の議を経ることを要する。

第34条（事務局の所在）

本会の事務局は当分の間、日本家族社会学会事務センターに置く。

第35条（施行期日）

本会則は平成 3 年7月21日より施行する。

本改正は平成 5 年9月 3 日より施行する。

本改正は平成 8 年9月21日より施行する。

本改正は平成11年9月18日より施行する。

本改正は平成14年9月22日より施行する。

本改正は平成15年9月 6 日より施行する。

本改正は平成16年9月11日より施行する。

本改正は平成19年9月 8 日より施行する。

本改正は2008年9月 6 日より施行する。

本改正は2010年9月11日より施行する。

本改正は2013年9月 7 日より施行する。

本改正は2016年9月10日より施行する。

本改正は2019年9月14日より施行する。

本改正は2021年9月 4 日より施行する。

本改正は2022年9月 3 日より施行する。ただし第4条及び第7条における終身会員に関する規定は2023年4月1日より適用する。

本改正は2025年9月6日より施行する。